

2024 年 3 月 9 日

京都フットボール連盟
加盟チーム代表者・監督殿

一般社団法人 京都府サッカー協会
規律委員長 永井 弘
京都フットボール連盟

2024 年度シーズンにおける懲罰規程適用に関する確認事項

警告・退場に対する懲罰〔出場停止〕の適用方法

試合において、主審から警告・退場の通告を受けた競技者及びチーム役員は、公益財団法人日本サッカー協会の基本規程に定められた〔懲罰規程〕に基づく罰則が適用されます。

上記に基づき、当連盟では、連盟主催大会懲罰規程を定めました。

各チームの代表者及び監督は、この内容を熟知し、支配下の選手毎の違反行為（警告・退場）に付いて、（一社）京都府サッカー協会規律委員長からの処分通知〔メールで通達（登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる）〕。を厳正に適応お願い致します。

「連盟主催の公式戦で科せられた懲罰が以下のいずれかに該当する場合を除き JFA 不服申立委員会に該当者及び該当チームが不服申立てできる。（①戒告②譴責③2 試合以下又は2か月以内の公式試合、公的職務若しくは業務の禁止、又はサッカー関連の停止・禁止。）」 JFA に事務手数料 10,000 円消費税抜き

なお、この規程に対して、その適応に不適切（出場資格がない選手の公式試合の出場等）があった場合は、出場した選手及び当該チームに罰則が適用されますので、くれぐれも誤りのないように留意して下さい。

不服申立てを行なったとしても、JFA 不服申立委員会の決定が確定するまでの間に行われる試合については、一審で決定した懲罰は適用されることになります。

〔資料の内容〕

1. 懲罰規程適用に関する確認事項
2. 付記
3. リスペクト宣言に付いて

懲罰規定適用に関する確認事項

1 適用する大会は、以下とする。

- ① 京都フットボールリーグ
- ② 京都1部リーグ決勝ラウンド
- ③ 京都トップリーグチャレンジマッチ
- ④ 全国クラブチームサッカー選手権京都大会
- ⑤ 全国社会人サッカー選手権京都大会
- ⑥ 京都FAカップ京都サッカー選手権大会 社会人代表決定戦
- ⑦ 各京都シニアサッカー大会
- ⑧ その他(公式戦)

2 適用についての確認事項

(1) 警告累積

A. 1チームの行う試合が8試合以下

- 警告累積2回により出場停止1試合とする

例表1

試合	1	2	3
処分	Y1	Y2	出場停止

*Y1: 警告1回目、Y2: 警告2回目を表す

B. 1チームの行う試合が10試合以下(1部リーグ)

- 警告累積3回により出場停止1試合とする

例表2

試合	1	2	3	4
処分	Y1	Y2	Y3	出場停止

(2) 試合累積による出場停止の繰返し

● 警告累積による出場停止を繰返した場合は、出場停止2試合とする。

例表 3

試合	1	2	3	4	5	6	7
処分	Y1	Y2	出場 停止	Y1	Y2	出場 停止	出場 停止

例表 4

試合	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
処分	Y1	Y2	Y3	出場 停止	Y1	Y2	Y3	出場 停止	出場 停止	

(3) 警告累積による出場停止処分の他大会の影響

● 警告累積出場停止処分は他大会には影響しない。

(4) 大会が終了すれば警告累積は消滅する。

(5) 同一試合中において2度の警告は警告累積に加算しない。

(6) 同一試合中において警告を受けた後に、警告とは関係なく退場となった場合、この警告は累積に加算される。

(7) 退場による処分停止の繰返し

(例 1) 同一試合中における2度の警告による退場の場合

● 同一大会において繰返し、2度目の退場処分となった場合、出場停止2試合

● 同一大会において3回以上繰返した場合は、(一社)京都府サッカー協会規律委員会において検討する。

* 未消化の出場停止処分は、同一大会における次の公式戦で適用する又は同一大会終了及び敗退した時は、直近の公式戦か、翌年度の公式戦で消化する。

(例 2) 1試合の出場停止処分の退場の場合

- 同一大会で繰返し、2度目の退場処分となった場合、出場停止2試合とする。

例表 5

試合	1	2	3	4	5
処分	R1	出場 停止	R1	出場 停止	出場 停止

- 同一大会において3回以上繰返した場合は、規律委員会において検討する。

出場停止の消化に関するルールの変更

退場による出場停止処分の扱いについて（第4条）

【現行】大会に関係なく次の公式試合に適用

リーグ戦 4/1	全社 4/8	FAカップ 4/15	全社 4/23	FAカップ 4/25	リーグ戦 4/30	FAカップ 5/1	リーグ戦 5/4	FAカップ 5/7
1試合 出場停止	×	3試合 出場停止	×1	×2	×3	○	○	○

【変更後】同一大会における次の試合に適用される

〔変更〕

リーグ戦 4/1	全社 4/8	FAカップ 4/15	全社 4/23	FAカップ 4/25	リーグ戦 4/30	FAカップ 5/1	リーグ戦 5/4	FAカップ 5/7
1試合 出場停止	○	3試合 出場停止	○	FAカップ ×1	リーグ戦 ×1	FAカップ ×2	○	FAカップ ×3

*なお、同一大会内で出場停止処分が消化しきれない場合（大会の終了、大会からの敗退等の場合）、その出場停止処分は、順次、次の公式戦（本協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合）に適用されます。

付 記

1. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為・審判員への侮辱、施設破損、その他重大な規律違反行為がなされた場合、(一社)京都府サッカー協会規律委員会は該当者に対して弁明の機会を付与する。(弁明の機会は弁明書又は対面による意見表明のどちらかの方法を規律委員会が指定する)
2. 出場停止対象試合が延期もしくは中止となった場合は、対象試合の直後に行なわれる懲罰適用上の大会の試合に変更する。
3. 試合開始後、中止となった試合において警告・退場処分を受けた選手については(一社)京都府サッカー協会規律委員会でその処分の取扱いを決定する。
4. 選手が移籍で未消化の出場停止がある場合など、大会間の伝達が必要な場合は当事者(選手／当核チーム)にある。
5. 選手及びチーム役員の出場停止は次の通りとする。
(イ) 観客席で観戦すること。チームベンチや更衣室近くにいることや、グラウンド等に立入ることは出来ない。
6. この規程に対して、監督としてその適用や管理方法に不備(例えば、出場資格がない選手を出場させた等)があった場合、(一社)京都府サッカー協会規律委員会で検討する。{チームに対する処分(試合没収+罰金)}に包含される。

※ 懲罰の内容は、警告、譴責の他に下記の事項を適用することがある。

- (1) チームには、リーグ戦の成績(勝ち点)をマイナスする。
- (2) 無効試合(場合によっては再戦の義務あり)
- (3) 減点もしくは、得点の無効
- (4) 現在又は今後の大会への参加禁止
- (5) 特定数の試合、特定期間の出場停止,禁止

7. 処分通知は、京都府サッカー協会からメール配信いたします。
京都フットボール連盟に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

(処分通知郵送希望者は連盟事務局に事前連絡)

【 以上のこと又は、これらに関連して不明な点や質問確認事項があれば、
京都フットボール連盟事務局に文書で照会してください。(FAX 075-212-6221) 】